

次世代多目的コホート研究におけるアンケート
調査のアンケートデータ読み込み・結果出力・
封入 単価契約
事前確認公募

公 募 要 領

2026年4月

国立研究開発法人 国立がん研究センター

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

次世代多目的コホート研究におけるアンケート調査のアンケートデータ読み込み・結果出力・封入の単価契約を締結することを目的とし、下記の内容で事前確認公募を実施いたします。

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、現在予定している者との契約手続に移行します。なお、参加意思確認書等を受理した際は、一般競争入札に移行します。応募者は、参加意思確認書等を提出した場合、辞退することはできません。

記

1. 件名
次世代多目的コホート研究におけるアンケート調査のアンケートデータ読み込み・結果出力・封入
2. 数量
単価契約
3. 契約期間
契約締結日から令和9年3月31日まで
4. 選定方法
応募要件を満たす応募者があった際は一般競争入札に移行します。応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、現在予定している者との契約手続に移行します。なお応募者は、参加意思確認書等を提出した場合、辞退することはできません。
5. 応募要件
 - 5.1 応募者は、法人格を有していること。
 - 5.2 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」のうちA, B, C 又はDの等級に格付けされ、関東甲信越地域の競争資格を有する者。
 - 5.3 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
 - 5.4 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
 - 5.5 法人税、消費税及び地方消費税について、納付期限を過ぎた未納税額がないこと。
 - 5.6 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。
 - 5.7 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

5.8 別紙 3に定める証明書記載の要件を満たすこと。

5.9 守秘性に関する要件

本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。

5.10 業務執行体制等に関する要件

別紙 1「仕様書」参照

6. 手続き等

6.1 担当部署

東京都中央区築地5-1-1

国立研究開発法人 国立がん研究センター（築地キャンパス）

財務経理部 調達課

電話番号 03-3542-2511（内線3579）

6.2 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

概要：

別紙 1「仕様書」に記載の要件を満たし、かつ「5. 応募要件」に記載の要件を満たし、業務への参加を希望する場合、参加意思確認書等（下記提出書類一式）を提出していただくこととなります。

なお、要件を満たしていない参加意思確認書等は受領できませんので、提出前に電話、又は直接訪問にて、上記「6.1 担当部署」に要件を満たしていることの確認を必ず行ってください。

期限：令和8年 5月 13日 17時00分

場所：「6. 手続き等」6.1 に同じ

方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）

提出書類：参加意思確認書（別紙 2）

証明書（別紙 3）

資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

参考見積

7. その他

7.1 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

7.2 一般競争入札に移行した場合、その旨後日通知する。

7.3 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

次世代多目的コホート研究におけるアンケート
調査のアンケートデータ読み込み・結果出力・
封入 単価契約

仕様書

令和8年4月

国立研究開発法人 国立がん研究センター

1. 件名

「次世代多目的コホート研究におけるアンケート調査のアンケートデータ読み込み・結果出力・封入 単価契約」とする。

2. 業務の目的

平成23年度がん研究開発費「多目的コホートに基づくがん予防など健康の維持・増進に役立つエビデンスの構築に関する研究」班（主任研究者：津金昌一郎（2019年度まで）澤田典絵（2020年度から））以来、2011年から次世代多目的コホート研究が開始されている。この調査は、日本人の疾病発症や健康状況と生活習慣との関係について明らかにすることを目的に行われている。2016年度以降、生活習慣の変化を把握するために繰り返し調査として5年後調査を、また、2021年度から合計で3回目となる10年後調査を行っている。2026年度は、研究開発費（平成23年度以来課題名は同じ）において、予定対象地域である、長崎県南島原地域、愛媛県大洲地域、岩手県二戸地域において、ベースライン調査時に同意した10500人を対象とした調査を行い、アンケートのご協力を依頼する。

ベースライン調査・5年後調査では、アンケートはマークシート方式で行い、個人につけられたID番号を塗りつぶし、マークシートを読み込み、アンケートより得られる情報などから、栄養計算結果を返却してきた。2021年から開始した10年後調査も、調査参加者の研究参加率をおとさないため、また、他地域・同地域内の調査継続性のために、ベースライン調査・5年後調査・2021～2025年度と同様の質問票を用い結果返却を行う。

2021～2025年度と同様の質問票が対象者から返送された後、IDマーク塗り、マークシートからアンケート読み込み、データ作成、栄養計算、結果出力、出力結果封入、封緘までを行う。

地域	実施予定年						合計
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	
横手	1000	5000	9000	14000			29000
佐久	10000	22000					32000
筑西	2000	2000	2000	3000	1000		10000
香南			3000				3000
安芸				3000			3000
大洲				2000	1500	2500	6000
雲仙				3000			3000
南島原					3000	5000	8000
二戸					8000	2000	10000
小計	13000	29000	14000	25000	12500	10500	104000

予定数量と回数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	予定数
大洲							300	300	300	300	300	100	1600件
南島原					500	500	500	500	500	500	500		3500件
二戸			1400										1400件
回数	1				1	1	2	2	2	2	2	1	14回

3. 業務内容

アンケートID塗りつぶし作業	回収したアンケートに、個人に割り当てられるIDマークの塗りつぶし作業
アンケート読み込み	回収したアンケートをOMR読み取り（送付済のアンケートに条件をあわせる）
データ作成	読み取ったアンケートデータの作成
栄養計算、結果出力	読み取ったデータから、栄養計算・結果出力
封入・封緘	結果シートの封入・封緘

読み込み依頼数は、配布する約10500件のうち、何割の対象者が回答してもらえるか未定であるが、7割の返送で数量を見積もっている。

アンケートの受け渡しについて

個人情報を含むことから、当センターを訪問して授受対応を行うこと。

アンケートを引き渡す前に当センターにて確認・点検作業を行うことや、不定期に返送があることから、1回あたりの受け渡し部数が数部（場合によっては1部）のケースも想定される。

受け渡しの時期・回数は、当センターにて準備が整った段階とし、月に複数回を見込む。

アンケート読み込み機材

セコニック社製OMR SR-6500もしくは8000Hybrid

0.3ピッチ両面、可視光センサー搭載

バーコードセンサーオプション付き

アンケートの読み込みプログラム

アンケートが冊子状（A4×11枚）であることから、マルチシート対応の読み込みプログラムを使用すること。また、IDがバーコードとしてアンケートに貼付・印字されるケースもあることからバーコード読取りにも対応すること。IDバーコードがある場合はバーコードから、ない場合はIDマーク（受注者が事前に塗り潰し）からIDを読み出す。

読み込みされたIDについて、当センターがアンケートとともに引き渡す対象者リストと異なる場合は速やかに当センターに連絡を行い、疑義確認・解消を行うこと。

また、性別の不一致や、夫婦によるアンケートの取り違い（夫のアンケートに妻が回答や、その逆）を可能な限り検出し、疑義発生時は当センターに連絡・指示を仰ぐこと。

これらに加え、回答データの精度維持を目的に、画像解析ソフトウェアを用いた補完処理（データ補完処理）を確実に行うこと。

実際の読み取り業務の開始前に既に収集を終えたアンケート票10冊程度を読み取り、その結果を提示するとともに、画像解析によるデータ補完処理、ニューラルネットワークモデルによる回答有無判定を行い、要求精度を満たせるか確認を行い、必要に応じて本プロセスを繰り返す。一連の作業工程は動画により確認する。

データ補完処理について

通常のマークシートは下記のような楕円を塗り潰す形式が一般的である。

解答番号	解 答 欄									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
2	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩

鉛筆等で楕円の中を濃く塗りつぶして回答する形式である。

このような一般的なマークシートは、楕円内を濃く塗り潰す必要があることや、楕円と楕円の間隔が狭いこともあり、握力が低下している方や高齢のため手元が覚束ない方には記入の負担が大きい。そのため、JPHC-NEXTでは、回答者が段階的に高齢になることもあり、シニア向けに特別にデザインされたマークシートを使用している。

※下図参照

.....

ここからお答え下さい。

食 品 名	食 べ る 頻 度							1 回 に 食 べ る 量					
	月に1回未満	月に1~3回	週に1~2回	週に3~4回	週に5~6回	毎日1回	毎日2~3回	毎日4~6回	毎日7回以上	一回あたりの目安量	目安より少ない(半分以下)	同じ	多い(1.5倍以上)
豚肉 炒め物(野菜炒めなど)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	うす切り3枚(60g位)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
揚げ物(とんかつなど)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	とんかつ用1枚(100g位)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
煮込み(カレー・シチューなど)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2~3cm角切り3個(50g位)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
煮物 <small>沖鍋名</small> (角煮・ラフティなど)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2切れ(60g位)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
汁物 <small>沖鍋名</small> (豚汁・中味汁など)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	うす切り2枚(40g位)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
豚レバー(ニラレバ炒めなど)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2切れ(40g位)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

このように、口枠の中に○を書く事で回答を行う。

その一方、OMR装置（光学式マークシート読取り装置）は、センサー光の反射にて回答有無を判定する構造上、楕円マークの中央部が塗り潰されていないと正しく反応しない。つまり、上図の○は中が塗り潰されていない事からOMR装置では正しく読取ることが出来ない。

そのため、OMRセンサー（光学式マークセンター）に加え、回答画像を元にした画像解析処理を行うことで、データの精度補完を行うことを求める。OMRセンサーに加え、画像センサー、バーコードセンサーが一体化し、且つ0.3ピッチ（回答者が比較的高齢のため、枠と枠の間を広げる必要があることから）機種は上述のものしかなく、機材指定を行った。

一般的な画像解析処理は、精度にも限界がある。それを補う目的で、ニューラルネットワークの判定モデルによる回答有無判定を行うことを求める。回答者は一般住民であることから、回答の仕方は様々である。濃いもの、薄いもの、丁寧なものから乱雑なものまで、多種多様な回答が散見される。これらを高精度にデータ化する必要がある。

ニューラルネットワークの判定モデルの構築においては、ナショナルセンターや大学等の公的機関における高齢者を含む大規模調査にて実際に得られた資料（回答画像）を元に構築（学習）したものであることを求める。加えて、精度保持の観点から既にナショナルセンター等で使用実績のあるプログラムであることを参加意思表明の条件とする。

記述式回答枠について

アンケートには、複数の記述式回答枠がある。記述式回答枠については、機械式入力に困難がある場合には、人的入力にてデータ化を行う。その際、複数の入力者が同じ資料を入力し、入力内容を照合し、誤りがないかを確認することで精度維持を図ること。

なお、記述式回答の内容についても、一部判定処理に用いている。そのため、アンケートの読み込みと同時並行でデータ化を行うことが必要となる。

栄養計算・結果出力について

上述の過程で取得したデータを用い、回答者個人別に栄養計算を行う。

アンケートの回答より、回答者の食品別の摂取量を計算し、日本食品成分表2020年度版（八訂）および当センターが別途提供するデータベース、日本人の食事摂取基準2020年度版を元に回答者別の栄養摂取量を計算する。

その結果を当センターが指定する書式にて、A3両面カラーの印刷物として出力し、封筒に個別に封入した上で当センターに納入する。

なお、栄養計算プログラムは、受託者が用意するものとし、当センターが提供・貸与等を行わない。

読み取り作業開始前の確認と同時に、当センターが事前に計算した値と整合するか栄養計算の正しさを確認する目的で、栄養計算結果表、および納入データ類の出力までの一連のデモンストラーション結果を、回収データ出力の開始前に提示すること。必要に応じてこのプロセスを繰り返し、精度を満たすまで行うことを条件とする。

読み込み・栄養計算プログラムについて

アンケートの読み込み、栄養計算プログラムについては、当センターの指示にて適宜修正を行う必要がある。

データ納入について

納入データは下記とする。

1. プログラムデータベースファイル
2. 個人別栄養計算結果PDFファイル
3. 1名1ファイル形式。ファイル名指定あり。

アンケート画像データ

個人ごとにフォルダ分けし、その中に各ページの画像ファイルを格納
フォルダ名、ファイル名、ファイル形式指定あり

4. 記述式回答データの入力ファイル
5. アンケート読み込みデータ 2種類
 - ① 補正前データ
 - ② 補正後データ

アンケート読み込みデータについては2種類を必要とする。

アンケート回答の中には、択一で回答すべき質問に対し、2つ以上の○を付けるなど、誤った回答が含まれる。択一の設問について、2つ以上の回答があった場合に、当センターが別途指定する補正ルールに従い、補正を行ったデータ②を求める。

6. 個人別栄養計算結果一覧データ
 - ① 粗計算値データ

② 推定値データ

これらのファイルには、上記2に掲載されている栄養素以外の栄養素も含まれる。

上記1～6についてのデータ・ファイル形式には厳密な決まりがあり、それに従ったデータであること。

なお、これらのデータの納入後、当センターにて、JPHC-Next10年後調査_自由記述欄修正ソフト（当センターが保有している別のソフトウェア）を用いて記述式回答の点検・修正作業等を行う予定となっている。当該のソフトウェアが正常に稼働しない場合、次工程の業務に支障を来す恐れがある。そのため、当ソフトウェアにインポート可能なデータセットであること、その後の業務に支障がないことの確認も要求事項とする。

4. 受託要件

1-1 以下の技術証明が提出可能であること

- ① 契約後1か月以内の作業開始に間に合うこと
- ② アンケートの読取り、栄養計算、個人結果表の作成、各種データ類の出力等の仕様書記載の全作業について、技術的および作業的に受託可能であること

1-2 公的研究費で行われる一般住民を対象とした数万人規模の疫学調査用アンケートについて、電算処理プログラムの開発および、電算処理作業にいたる全工程（※一部分の実績のみは不可）の受託実績が複数回あること。

5. 経費の考え方

業務遂行に必要な経費は、本仕様書等に基づく契約の範囲内で受注者が負担する。なお、受注者は、本業務執行にあたっては、契約金額の範囲内で弾力的かつ効率的な運営を行うとともに、柔軟かつ適切な経費処理にあたること。

6. 契約期間等

- (1) 契約期間は契約締結日から令和9年3月末日までとする。
- (2) 受注者は本要求仕様に係る費用一切を含むものを見積書に記載すること。

7. 検収

受注者から本仕様書に定める業務実施後、業務報告書が提出され、当研究班の内容確認をもって検収合格とする。ただし、検収後、瑕疵等が認められた場合は、受注者の責任及び負担において修正等を行うこと。

8. 業務体制

- (1) 受注者は業務責任者1名、副責任者1名を定め、業務全体の工程管理を行うとともに当研究班担当者との連絡調整を行うこと。
- (2) 受注者は業務の遂行に当たって、当研究班担当者との綿密な連絡を取れる体制を構築すること。
- (3) 受注者は、当研究班に対して、本業務の受注体制に関する書類（以下、「体制表」という。）を提出すること。体制表は、全体の組織体制の他、責任者の職名等、当該業務を達成するために必要な要員配置の体制が分かるものであること。

9. 意図の尊重

- (1) 受注者は、本業務にかかる当研究班の意図を尊重し、準備及び運営過程において、当研究班が適宜与える指示に従うこと。
- (2) 当研究班が求めた場合は、随時その業務状況及び成果物の作成等における品質のチェックに応じ、当研究班の要求する資料等を作成のうえ報告すること。
- (3) 当研究班は、運営状況等が、本業務の委託意図に合致しないと判断した場合は、受注者に対して、適宜意図に合致するよう、修正を求めることが出来るものとする。

1 0. スケジュールの遵守・報告義務

- (1) 受注者は、本業務上定められたスケジュール・納期を遵守すること。
- (2) 受注者は、当研究班担当者の指示に従い、作業の進捗状況及び予定その他関連する諸事項を、文書によって遅滞なく説明することとし、その都度当研究班担当者の了承又は指示を得て作業を進めること。
- (3) 受注者は令和7年4月中に3.業務内容に定める業務を開始すること。

1 1. 納品物の規格・形態

本業務における報告書等の規格・形態等については原則、次のとおりとすること。

- (1) 共通事項
受注者は、当研究班への本業務の進行状況等に関する説明及び実施後の報告に用いる文書等を日本語で提供すること。
- (2) 紙のサイズ
日本工業規格A列4番縦置き横書きを原則とする。
- (3) 部数
報告書等については、原則2部ずつ用意すること。
- (4) 修正等
ドキュメントに修正等があった場合は、紙については、更新履歴と修正ページの全編を速やかに提出すること。

1 2. 著作権等

- (1) 本業務において作成・導入される成果物に関する全ての権利（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）及び成果物の所有権は、当センターに帰属する。
- (2) 当センターに帰属する現有資産の利用により発生した成果物に関する権利については、センターに帰属する。
- (3) 受注者は、本成果物について、当センター並びにセンターより正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないこと。
- (4) 受注者は当センターに対し、本成果物が第三者の著作権、肖像権その他いかなる権利も侵害するものでなく、かつ、合法的なものであることをそれぞれ保証すること。
- (5) 納入される成果物に当センター以外の第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等にかかわる一切の手続きを行うこと。この場合、受注者は、当該既存著作物の内容について、事前に当センターの承認を得ることとし、当センターは既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。
- (6) 万一成果物について第三者から権利の主張、異議、苦情、損害賠償請求等が生じた場合には、弁護士費用を含めて、受注者の責任と負担においてこれを処理し、当センターには一切迷惑、損害をかけないものとする。

1 3. 機密の保持

機密の保持について、契約期間はもとより契約終了後においても次のとおりとする。

- (1) 受注者は、機密情報の管理体制を構築し、機密情報の紛失、破壊、改ざん、無断複製、漏洩等を防止するために必要な措置を講じること。
- (2) 当センターはいつでも受注者における機密情報の管理体制について受注者に報告を求め、又は受注者の事業所等に立ち入り、機密情報の管理体制につき監査するこ

とができる。

- (3) 受注者は「再委託」の規定に基づいて、委託業務の一部を第三者に委託する場合には、「再委託」の規定の義務を負うとともに、別途当該第三者との間で本条の規定と同等以上の秘密保持契約義務を定めた契約を締結しなければならないものとする。
- (4) 受注者は、本契約が終了した場合又は当センターが要求した場合、直ちに機密情報を当センターに返還し、返還不能なものについては消去又は破棄し、以後一切機密情報を保有してはならない。
- (5) 受注者は、機密情報の紛失、破壊、改ざん、無断複製、漏洩等があったときは、遅滞なく当センターにその旨を報告し当センターの指示に従うこと。
- (6) 受注者が前項(1)から(6)の機密保持に関する規定に違反したときは、当センターは催告その他の手続きを要しないで、直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。
- (7) 受注者が前項(1)から(6)の機密保持に関する規定に違反した場合、当センターは、受注者に対し、生じた損害のすべてについて賠償を求めることができる。
- (8) 受注者は本業務の契約期間終了後、当センターが示す様式により、機密情報の処置に関する報告を行うこと。

14. 環境物品の使用等

受注者は、本調達を遂行するにあたり使用する物品等については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。（以下「グリーン購入法」という。））第7条第1項の規定に基づき、「平成22年度における環境物品等の推進を図るための方針の定め」に従うものを使用すること。

(参考)

- ・環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成22年2月5日変更閣議決定）
<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/archive/bp/h22bp.pdf>

14. 保証および責任の所在

- (1) 検収後、本契約に定める成果物等に不具合が発見された場合は、受注者の責任、負担において、迅速に修復、交換、または再履行等、必要な措置を行うこと。
- (2) 成果物の保証については、成果物の作成者のいかにかわらず、受注者が最終責任を負うこととし、受注者以外が作成した成果物の場合もこれを受注者と受注者以外の作成者間等の契約等により担保していること。
- (3) 本仕様で要求する業務の一部を受注者以外のサービス等または、受注者と第三者との業務提携等で満たす場合においても、受注者が責任をもってそれらの業務品質を確保すること。

17. 業務の引継

- (1) 受注者は契約の満了、解除又は変更等により、業務を当研究班又は当研究班の指定する第三者に引き継ぐときは、受注者の責任と負担により、後任者等に事務引継を十分に行い、以後の業務及び当研究班の運営に支障のないよう十分な措置を講ずること。

19. その他

- (1) 受注者は本仕様書に疑義が生じたとき、または、本仕様書に記載のない事項については当研究班担当者と協議し、その指示に従うこと。事業の実施に関する詳細について、当研究班担当者和との密接な協議に基づき行うこととし、質疑あるいは協議の結果はその都度、文書で提出すること。
- (2) 受注者は契約後2週間以内に当研究班と受注者との意識を統一することを目的に本業務の遂行についての基本的な方針及びスケジュール、業務手順並びに体制表等を作成し提出すること。

- (3) 受注者は、作業に関して定期的に当研究班に状況報告を行い、調整指示を受けること。
- (4) 受注者は、当研究班担当者の指示に従い、作業の進捗状況及び予定を文書によって説明することとし、その都度当研究班担当者の了承を得て作業を進めること。

年 月 日

参加意思確認書

国立研究開発法人 国立がん研究センター
理事長 間野 博行 殿

住 所
会社名
代表者
連絡先

印

次世代多目的コホート研究におけるアンケート調査のアンケートデータ読み込み・結果出力・封入 単価契約に係る事前確認公募において、応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 会社概要

※ 会社概要について記載すること

パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること

サイズ：A4 縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

2 応募要件

※ 応募要件を満たしている状況等について記載すること

サイズ：A4 縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可

以上

証明書

次の事項には該当しません。

(国立研究開発法人国立がん研究センター契約事務取扱細則第6条及び7条)

- ① 当該契約を締結する能力を有しない者
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - ④ 国立研究開発法人国立がん研究センター反社会的勢力への対応に関する規程（平成28年規程第48号）第2条各号に掲げる者
 - ⑤ 以下のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同じ。）
-
- (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

令和 年 月 日

住 所
会社名
代表者
印